

公共工事等の前金払の運用について

南九州市会計規則を改正し、建設工事等に係る請負代金額の前金払について、次のとおり運用することと致しました。(平成 21 年 4 月 1 日以降締結する契約に適用します。)

前金払の対象とする内容は次のとおりです。

- 1 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証がなされた請負代金額 500 万円以上の同法第 2 条に規定する公共工事で、市長が財政経理上支障がないもので適当と認めたものに限り、当該契約金額の 4 割以内(土木建築に関する工事の設計、調査及び機械類の製造又は測量については、当該契約金額の 3 割以内)とします。
- 2 上記に規定するもののうち、土木一式、建築、ほ装、電気、管、造園、水道に関する工事であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものについては、上記に規定する前金払のほか、当該契約金額の 2 割以内の前金払(中間前金払)を追加して支出することができるものとします。(詳細は南九州市公共工事の対価の中間前金払取扱要綱を参照ください。)
 - (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- 3 1 に規定する前払金を請求しようとする者は、工事着工届を提出した後に、公共工事請負金前払申請書(第 29 号様式)に前払金使用計画書及び保証会社と保証契約を締結したことを証する書類を添付して支出命令者に提出するものとします。
- 4 2 に規定する前払金を請求しようとする者は、公共工事請負金中間前払申請書(第 29 号様式の 2)に前払金使用計画書及び保証会社と保証契約を締結したことを証する書類を添付して支出命令者に提出するものとします。
- 5 1、2 の前金払をした後にその請負契約金額に増減を生じた場合は、1 及び 2 の割合により前金払額を増減するものとします。
- 6 1、2 及び 5 の規定により前金払額を計算するときは 1 万円未満の端数を切り捨てるものとします。

南九州市公共工事の対価の中間前金払取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、南九州市が発注する公共工事のうち、土木一式、建築、ほ装、電気、管、水道、造園に関する工事（土木一式、建築、ほ装、電気、管、水道、造園工事の設計、測量、調査及び監理並びに土木一式、建築、ほ装、電気、管、水道、造園工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における当該工事の材料等に相当する額として必要な経費について、工事請負代金額の10分の4以内で既に支払った前金払に追加して、工事請負代金額の10分の2以内に限り前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次のすべての要件を満たすものとする。ただし、中間前金払の請求前に工事請負代金額の全部又は一部について代理受領又は債権譲渡の承諾をしている場合は、中間前金払の対象としないものとする。

- (1) その1件の工事請負金額が500万円以上であること。
- (2) 既に南九州市建設工事請負契約書標準書式（平成19年南九州市告示第24号）に規定する建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第34条の2第1項に規定する前払金を支出していること。
- (3) 中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証が行われていること。
- (4) 工期（債務負担行為に係る契約で契約書第34条の2第1項につき債務負担行為に係る契約の特約条項の適用を受けるもの（以下「債務負担契約」という。）については、当該会計年度の工事実施期間。以下同じ。）の2分の1を経過していること。
- (5) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が工事請負代金額（債務負担契約については、当該会計年度の出来高予定額。以下同じ。）の2分の1の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合)

第4条 中間前金払の割合は、工事請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が工事請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担契約に係る特例)

第5条 債務負担契約については、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(部分払との併用)

第6条 中間前金払は、契約書第37条に規定する部分払と併用できないものとする。ただし、債務負担契約について、年割額の範囲内で年度末に部分払をする場合及び出来高超過額を翌会計年度に支払う場合は、この限りでない。

(中間前金払の認定方法)

第7条 中間前金払の認定を受けようとする請負者は、中間前金払認定申請書(第1号様式)及び契約書第11条に基づく工事履行報告書(第2号様式)(以下「認定資料」という。)を提出するものとする。

- 2 請負者から中間前金払に係る認定の申請があったときは、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費(以下「進捗額」という。)が工事請負代金額の2分の1以上であるかどうかを調査するものとする。この場合において、進捗額の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。
- 3 進捗額の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済の工事材料があるとき又は製造工場等に検査済の工場製品があるときは、契約書第37条の2の規定に準じて、その額を当該工事の出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。
- 4 進捗額の算定に当たり、設計図書の変更指示書による新規工種等の指示が行われている工事で、変更契約が行われていないものについては、当該新規工種等に係る出来高は調査対象の進捗額に含めないこととする。また、工事請負代金額が減額となる変更指示書については、変更指示に係る工種等が行われていないこととなるので、進捗額に当然含まれないものであるとともに、進捗率(進捗額を工事請負代金額で除した率)を算定する場合の請負代金は認定申請時点での工事請負代金額とする。
- 5 第2項の調査は、当該工事を担当する監督員が行うこととし、第1項の認定は、当該工事の監督課の長が行うものとする。認定の決裁は、第1項により請負者から提出された認定資料及び第2項後段により提出を求めた資料等により行うものとする。
- 6 認定資料により調査し、その結果が妥当と認めるときは、市長名を記載し、その公印を押印した中間前金払認定調書(第3号様式)及びその写しを各1部作成し、原本を請負者に交付するとともに、写しを請負者の提出する請求書に添えて当該工事の予算担当課に送付するものとする。

(認定及び支払いの期間に係る取扱い)

第8条 契約書第34条の2第4項に基づく中間前金払に係る認定の申請があった場合は、当該認定に当たって、請負者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

- 2 契約書第34条の2第5項に基づく中間前金払の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。この場合においては、通常の前金払と

同様に支払の迅速化に努めるものとする。

(保証契約証書の取扱い)

第9条 請負者から中間前金払に係る前払金保証契約書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を当該工事の原議に綴込み、保管するものとする。

(繰越工事の取扱い)

第10条 単年度工事及び債務負担行為に係る工事の年割額のいずれについても、前金払又は中間前金払の支払後に年度内に完成することができず繰越が予想される場合は、年度末に部分払を行うことができるものとする。その場合の部分払金額の算定式は、次のとおりとする。

(1) 単年度工事の繰越の場合

$$\text{部分払金の額} \leq \left(\text{請負代金相当額 (工事請負代金額} \times \left(\frac{\text{出来高工事費}}{\text{設計工事費}} \right) \right) - \left(\text{前回までの請負代金相当額} \right) \times \frac{9}{10} - \left(\frac{\text{前払金額} + \text{請負}}{\text{請負}} \right)$$

をいう。以下同じ。)

中間前払金額 }
金額 }

(2) 債務負担行為に係る工事の年割額の繰越の場合

$\frac{9}{10}$

$$\text{部分払金の額} \leq \left(\text{請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \right) \times \frac{\text{当該会計年度の前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

中間前金払制度導入に伴う工事請負契約書の取扱い

1 前金払及び中間前金払を選択した場合の規定

(前金払)

第34条 この契約による請負代金額の前金払については、第34条の2、第35条及び第36条に定めるものとし、第34条の3の規定は適用しない。

(部分払)

第37条 この契約による請負代金額の部分払については、第37条の3に定めるものとし、第37条の2の規定は適用しない。

2 前金払及び部分払を選択した場合の規定

(前金払)

第34条 この契約による請負代金額の前金払については、第34条の2(第3項及び第4項を除く。), 第35条及び第36条に定めるものとし、第34条の3の規定は適用しない。

(部分払)

第37条 この契約による請負代金額の部分払については、第37条の2に定めるものとし、第37条の3の規定は適用しない。

3 前金払のみを選択した場合の規定

(前金払)

第34条 この契約による請負代金額の前金払については、第34条の2(第3項及び第4項を除く。), 第35条及び第36条に定めるものとし、第34条の3の規定は適用しない。

(部分払)

第37条 この契約による請負代金額の部分払については、第37条の3に定めるものとし、第37条の2の規定は適用しない。

4 部分払のみを選択した場合の規定

(前金払)

第34条 この契約による請負代金額の前金払については、第34条の3に定めるものとし、第34条の2、第35条及び第36条の規定は適用しない。

(部分払)

第37条 この契約による請負代金額の部分払については、第37条の2に定めるものとし、第37条の3の規定は適用しない。

5 前金払、中間前金払及び部分払をいずれもしない場合の規定

(前金払)

第34条 この契約による請負代金額の前金払については、第34条の3に定めるものとし、第34条の2、第35条及び第36条の規定は適用しない。

(部分払)

第37条 この契約による請負代金額の部分払については、第37条の3に定めるものとし、第37条の2の規定は適用しない。

【南九州市】公共工事の中間前金払に関する「Q & A」

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 「南九州市公共工事の対価の中間前金払取扱要綱」第2条に定めるとおり、1件あたりの請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事において、請負金額の10分の4以内を前金払として支払を行っておりますが、施工の中間期に10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q 2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 請負金額500万円以上の土木建築に関する工事が対象工事となりますが、当初の前金払を受領していることが必要です。

Q 3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A 「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。部分払の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 4 中間前金払が請求できる条件は何ですか？

A 公共工事に要する経費のうち、請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事であって、既にした前金払に追加して行うもので、次の各号に掲げるものを満たしているものとします。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負金額相当額（以下「出来高」という。）が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

注意点

②について

施工前に提出された実施工程表で調査を行います。実施すべき作業内容が把握できるように工程表を作成し監督員の確認を受けてください。尚、施工途中で工程の変更が必要となる場合は監督員と協議し確認を受けた変更実施工程表で調査を行います。

③について

提出された工事進捗状況報告書で調査を行います。これは進捗状況を明確にするために請負金額に対する進捗状況を進捗額（出来高）として数値化するためです。但し、記載する実施数量は中間前金払制度の趣旨を鑑みて、出来形管理の精度（例えば延長など）までは必要としません。土工等で数量を確定しにくい工種などは概数とすることも可能ですので、記載数量については事前に監督員と協議してください。

また、進捗額には、工事現場に搬入された検査済の工事材料があるとき又は製造工場等に検査済みの工場製品があるときは、これらを進捗額に加算することも可能とします。

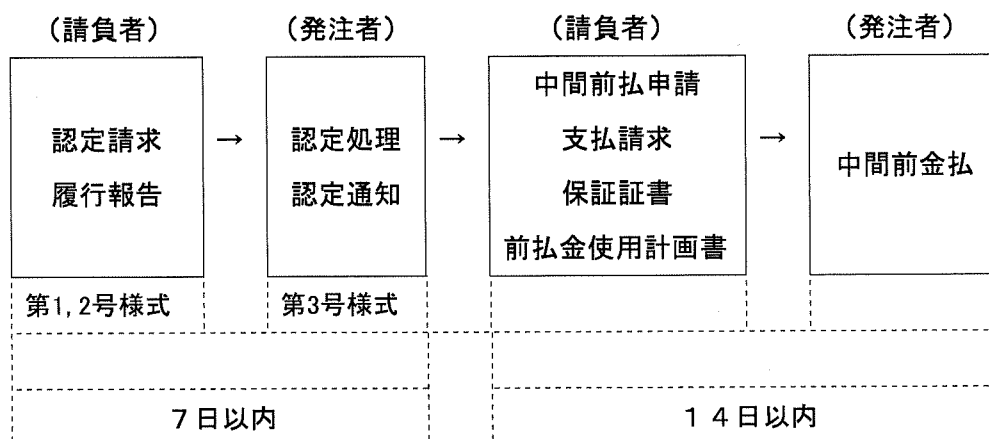
尚、中間前金払制度では検査は不要ですので、これに係る工事関係書類の提出は不要となります。

Q 5 必要書類はどのようなものですか？

- A 「中間前金払認定請求書」に「工事工程表」，「工事履行報告書」，「工事出来形報告書」及び「工事写真」を添付して工事監督員に提出して下さい。

Q 6 中間前金払の支払の支払いまでの期間はどれくらいですか？

- A 発注者は、中間前金払にかかる「認定請求」を受理した場合、直ちに調査を行い中間前金払をすることができる要件を満足している場合に「認定通知」します。認定請求から通知を行うまでの期間は、7日以内と考えています。「支払請求書及び保証証書」を受理した日から、14日以内に中間前金払の支払いを行います。



※ 前払金使用計画書は保証会社の定める様式又は別紙の様式とします。

※ 工事内容によっては、認定請求段階で前金払使用計画書（別紙様式）を求める場合があります。

Q7 請負契約が変更された場合の「中間前金払」はどのようになりますか？

A 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内であり、地方自治法施行令附則第7条の規定により、当初の前金払との合計が10分の6を超えることはできません。

これらを踏まえ、下記の例を参照ください。

■増額変更の場合①（当初の前金払）→（増額変更）→（中間前金払）

・請負金額 1,000 万円 ・増額変更 300 万円 ・当初の前払金 400 万円

$$\text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} > \text{変更後の請負代金額} \times 20\%$$

$$= 13,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 13,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$= 7,800,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} > 2,600,000 \text{ 円}$$

$$= 3,800,000 \text{ 円} > 2,600,000 \text{ 円}$$

$$\text{中間前払金請求可能額} = 2,600,000 \text{ 円}$$

■減額変更の場合（当初の前金払）→（減額変更）→（中間前金払）

・請負金額 1,000 万円 ・減額変更 300 万円 ・当初の前払金 400 万円

$$\text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} < \text{変更後の請負代金額} \times 20\%$$

$$= 7,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 7,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$= 4,200,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} < 1,400,000 \text{ 円}$$

$$= 200,000 \text{ 円} < 1,400,000 \text{ 円}$$

$$\text{中間前払金請求可能額} = 200,000 \text{ 円}$$